

長久手町新給食センター厨房機器業者選定検討会設置要綱

(目的及び名称)

第1条 長久手町新給食センターの建設にあたり厨房機器業者を選定するため、長久手町新給食センター厨房機器業者選定検討会（以下「検討会」という。）を置く。

(職務)

第2条 検討会は、長久手町新給食センター厨房機器業者選定指名型プロポーザルの審査を行う。

(厨房機器)

第3条 厨房機器とは、新給食センターにおける釜、フライヤー、食器洗浄機などの給食調理に必要な厨房機器をいう。

(組織)

第4条 検討会は、次の検討委員をもって組織する。

- (1) 教育文化部長
- (2) 保健福祉部長
- (3) 子育て支援課長
- (4) 教育総務課長
- (5) 給食センター所長
- (6) 給食センター栄養教諭
- (7) 給食センター主任調理員

(設置期間)

第5条 組織の設置は、職務完遂までの期間とする。

(委員長の職務)

第6条 検討会に委員長を置き、委員長は教育文化部長とする。

2 委員長は、会務を総理する。

(会議)

第7条 委員長は検討会を招集し、会議の議長となる。

2 検討会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことはできない。

3 会議は、非公開とする。

(庶務)

第8条 検討会の庶務は、教育委員会教育総務課学校建設室において処理する。

(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、検討会の運営について必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要綱は、平成21年6月12日から施行する。